

令和5年度我孫子市の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和5年4月30日制定

1 目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的として作成する。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、本市の市長部局、行政委員会事務局、教育機関、議会事務局、水道局及び消防本部（以下「各機関」という。）が発注する物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等とは、障害者優先調達推進法第2条第2項各号に定める施設（以下「障害者就労施設等」という。）とする。

4 調達の対象となる品目

各機関が発注する品目は、調達の対象となる障害者就労施設等が供給できるものとする。具体的には別表1に掲げる品目とする。

5 調達の目標

22,000,000円

【参考】

令和4年度	実績額	24,026,268円（目標額 20,000,000円）
	達成率	120.1%
（内訳）	物品	95,900円
	役務	23,930,368円

6 調達の推進方法

（1）情報の提供及び活用の推進

障害者就労施設等から調達可能な情報を収集するとともに各機関に周知し、活用を推進する。

（2）障害者就労施設等への受注拡大のための配慮

各機関は、障害者就労施設等から調達が可能か十分に検討し、調達が可能な場合は、発

注方法、履行期間、発注量及び企画等に関する必要な事項について十分な説明を行い、障害者就労施設等への受注拡大のための配慮に努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

調達方針及び調達実績は、毎年度に市ホームページ等により公表する。

8 その他

(1) 販売機会の確保の推進

各機関は障害者就労施設等による庁舎内（出先機関含む）、イベント等での販売のためのスペース確保に配慮し、障害者就労施設等による販売機会の確保に努めることとする。

(2) 市内公的機関及び民間部門における調達の推進

民間事業者に対し、障害者雇用制度を周知啓発するとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達を拡大させるため、障害者就労施設等で提供可能な物品等の情報提供を行う。また、市内障害者就労施設等の情報は市内に所在する公的機関に対しても周知していく。

別表 1

区分	品目の例
物品	加工食品（クッキー、パン、うどん等）、お弁当、記念品（藍染タオルハンカチ等）縫製品（エプロン、枕カバー、メッシュ袋、ティッシュカバー等）
役務	印刷（名刺、ポスター、製本等）、清掃・除草（公園、浄水場等）、資源分別、文書の封入・封緘・仕分け・発送、袋詰・包装・梱包・シール貼り、チラシ等の戸別配付